

平成21年12月1日

金融庁総務企画局信用制度参事官室 御中

社団法人 信 託 協 会

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
内閣府令案に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律内閣府令

No.	該当条文	意見等
1	内閣府令第1条 関連	流動化目的にて信託銀行が信託受託した住宅ローン債権・中小企業向け債権については、金融円滑化対応を行う過程において投資家等との調整が必要となるため、受託者が銀行勘定にて保有する上記債権とは異なる対応もあり得るとの理解でよいか。
2	内閣府令第11条 関連	対象となる貸出債権が信託を用いて証券化されている場合、条件変更等の報告計数は、二重計上を避けるために、受託者である信託銀行は報告の対象とならず、委託者兼サービスとなる銀行等預金受入金融機関が、プロパーの融資と合算して報告を行なうという認識でよいか。

以上